

# 公益法人における選挙制度について

熊本県理学療法士協会（以下、本協会と称します）は平成 25 年 4 月 1 日より公益法人に移行しましたが、それに伴い、本協会の役員選任の方法が変わりましたので説明申し上げます。

以下に新しい役員を選任方法の規定をお示しします。

- 1) 役員（理事・監事）の選任は、**総会において、出席者（議決権行使書を含む）の過半数以上の賛成**をもって行われます。
- 2) **会長・副会長・専務理事は理事の中から理事会において選出**されます。

上記の通り、会員による選挙等により直接選任されていた今までとは明らかに異なるものになっていることがおわかりになると思います。

そこで、1) の文面の通りにするためには、まずもって総会に諮る役員候補者を選出しなければならぬのですが、その選出方法を参考投票（会員による郵送投票）によることにしました。

旧方法	旧方法											
選挙得票数	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190
最終結果	当選	落選	落選									
新方法	新方法											
参考得票数	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190
承認順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
総会での承認数	過半数超	過半数割	過半数超	過半数割	過半数超	過半数超						
最終結果	選任	不選任	選任	不選任	選任	選任						

【留意】参考投票が実施されるには、役員定数を超えて役員候補者が立候補した場合に限る。

通常の選挙にあっては、得票数の多かった候補者から定員に至るまで順次、当選者とするのが一般的ですが、それでは本協会の新しい規定 1)である「総会出席者の過半数以上の賛成を得なければならない」という条件を満たせない者が生じる可能性があります。そこで、本協会としては、参考投票による得票数はあくまでも総会で承認を得る順位を決定するためのものと位置づけております。参考投票による順位決定後、総会の場で役員候補者への承認を、その順位に従い、一人ずつ諮ることになります。

また、会長の選出については、旧来行っていた選挙による方法ではなく、規定 2)に示している通り、総会で選任された新理事会で協議して選出することになっております。

本協会が公益法人になったことに伴い、役員を選出方法が変更になったことをご理解いただくとともに、会員すべての方が役員選任に参加いただきますよう総会への出席を切にお願い申し上げます。

なお、協会の定款及び新しい選挙規程はホームページ下段の「情報公開」の中でご覧いただけますので、御参照ください。

会員諸氏のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。